

中堅・大企業資金繰り対策について

平成23年3月14日

○平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受けて、3月12日付で当該地震の被害に係るものを、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の対象に追加。

○これにより、指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工中央）を通じ、被災企業向けに下記の資金支援が実施される。

◆平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する危機対応円滑化業務の内容

■ツーステップローン

(限度額) 企業規模に関わらず、20億円。
社会資本整備に関するもの 限度なし。
(予算額) 平成23年度要求 1,320億円

■損害担保

(対象) 中小企業等（中堅・大企業は対象外）
(限度額) 1.5億円
(損担割合) 80%
(予算額) 平成23年度要求 1,784億円

■利子補給*

(対象) 中小企業等（中堅・大企業は対象外）
(利子補給率) 0.9%
(支給期間) 当初借入日から3年間
(予算額) 平成23年度要求 1.85億円

(
○ 資金繰り
○ 貸付、高利貸、政策金融

[トップ](#) > [政策金融・金融危機管理等](#) > [報道発表](#)

報道発表

平成23年3月12日

財 務 省

農 林 水 産 省

経 済 産 業 省

平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に係るものについて、3月14日付で、日本政策金融公庫から指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資の対象に追加することとしております。

問合せ先：

財務省大臣官房政策金融課

03-3581-4111 内線：6307、6312

農林水産省経営局金融調整課

03-3502-8111 内線：5243、5242

中小企業庁事業環境部金融課

03-3501-1511 内線：5271～5275

[▶ ページ先頭へ](#)

[トップ](#) | [著作権等](#) | [免責事項](#) | [個人情報保護方針](#) | [編集後記](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 Tel(代表) 03-3581-4111(AM 9:00-PM 6:30) >> [案内図](#)

Copyright(C) 財務省

危機対応業務の対象範囲について

機密性2

3月12日開示	中小企業 (中小企業基本法上の中小企業)	中堅企業 (資本金10億円未満)	大企業 (左記以外)
ツーステップ	有(限度額20億円)	有(限度20億円)	有(限度額20億円)
損害担保	有 <ul style="list-style-type: none"> ○限度額 ・指定災害：1.5億円 ○補填割合 ・80% 	—	—
利子補給	0.9%引下げ	—	—

(参考)

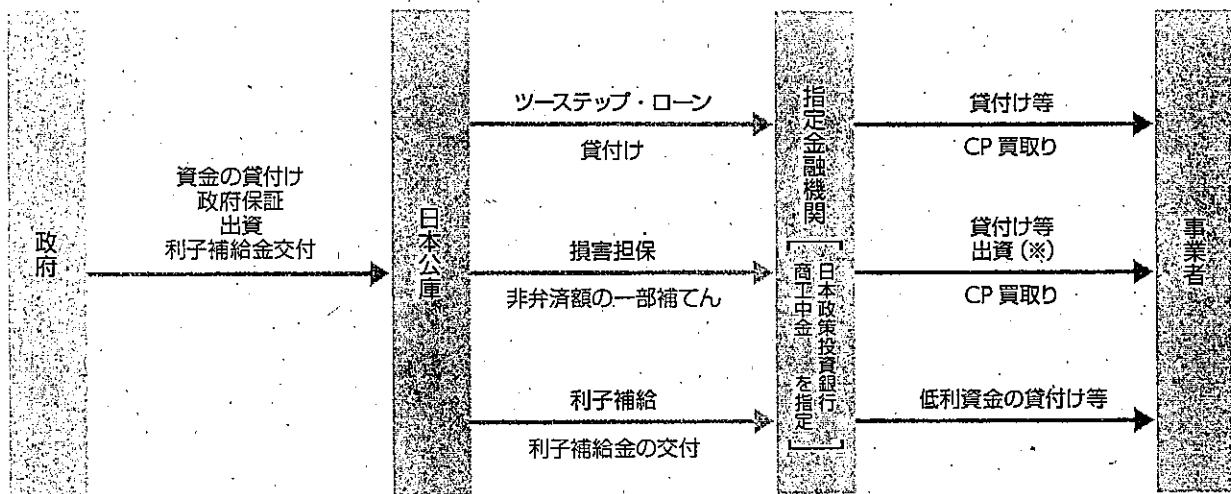
	中小企業 (中小企業基本法上の中小企業)	中堅企業 (資本金10億円未満)	大企業 (左記以外)
ツーステップ	有 <ul style="list-style-type: none"> ○限度額 ・借入条件悪化：3億円 ・売上悪化：7.2億円 ・連鎖倒産：1.5億円 	有(限度額なし)	有(限度額なし)
損害担保	有 <ul style="list-style-type: none"> ○限度額 ・借入条件悪化：3億円 ・売上悪化：7.2億円 ・連鎖倒産：1.5億円 ○補填割合 ・80% 	有 <ul style="list-style-type: none"> ○限度額 ・20億円 ○補填割合 ・70% 	有 <ul style="list-style-type: none"> ○補填割合 ・融資規模と信用格付により決定
利子補給	0.5%引下げ	0.5%引下げ	0.5%引下げ

金融危機

危機対応等円滑化業務

③ 危機対応円滑化業務の概要

日本公庫は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を実施しています。危機発生時においては、一般に事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、公庫は指定金融機関への信用供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しています。



【これまでの危機対応業務の事案】

- 災害救助法関連の事案
- 特別相談窓口関連の事案
- 国際的な金融秩序の混乱関連の事案
- 改正産活法 (平成21年4月30日施行) 関連の事案 (上図の(*) (実施期間は平成22年9月末まで))

○ 資金の貸付け (ツーステップ・ローン)

日本公庫が、財政融資資金等を指定金融機関に対し融資するものです。

○ リスクの一部補完 (損害担保取引)

日本公庫は、指定金融機関から補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等 (出資 (上図の*)) を含む。) に損失が発生した場合において、一定割合の補てんを行うものです。

○ 利子補給

日本公庫による資金の貸付けやリスクの一部補完を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、日本公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するものです。

お問い合わせ先(平成23年東北地方太平洋沖地震)

3月13日(日)までは本店・業務企画部 03-3244-1150(代表)まで、ご相談ください。

3月14日(月)以降のご相談については、下記の相談窓口にご相談ください。

なお、ご相談頂いた先の電話が繋がりにくい場合、また担当部店等がご不明な場合などに際しては、本店・業務企画部 03-3244-1150 (代表)まで、ご相談ください。

地域	担当地域・業種	相談窓口	電話番号(代表)	住所
北海道	北海道	北海道支店	011-241-4111	札幌市中央区北3条西4丁目1番地 (日本生命札幌ビル)
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北支店	022-227-8181	仙台市青葉区中央一丁目6番35号 (東京建物仙台ビル)
	新潟	新潟支店	025-229-0711	新潟市中央区東堀前通六番町1058番地1 (中央ビルディング)
関東・甲信	茨城、栃木、群馬、山梨、長野	本店 中堅・成長企業 ファイナンスグループ	03-3244-1730	東京都千代田区大手町1丁目9番1号
	(埼玉、千葉、東京、神奈川については以下の業種別)			
	都市開発、鉄道	本店 都市開発部	03-3244-1710	東京都千代田区大手町1丁目9番1号
	製造業等(電気機械を除く)	本店 企業金融第1部	03-3244-1680	東京都千代田区大手町1丁目9番1号
	通信、電気機械、 情報サービス、出版・印刷	本店 企業金融第2部	03-3244-1660	東京都千代田区大手町1丁目9番1号
	食品製造、流通	本店 企業金融第3部	03-3244-1990	東京都千代田区大手町1丁目9番1号
	海運、航空、医療、リース、 その他サービス	本店 企業金融第4部	03-3244-1640	東京都千代田区大手町1丁目9番1号
電気、ガス、窯業土石、 石油、紙・パルプ	本店 企業金融第5部	03-3244-1620	東京都千代田区大手町1丁目9番1号	
北陸	富山、石川、福井	北陸支店	076-221-3211	金沢市丸の内4番12号 (金沢中央ビル)
中部	岐阜、静岡、愛知、三重	東海支店	052-231-7561	名古屋市中区丸の内1丁目17番19号 (キリックス丸の内ビル)
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山	関西支店	06-4706-6411	大阪市中央区今橋4丁目1番1号 (淀屋橋三井ビルディング)
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国支店	082-247-4311	広島市中区袋町5番25号 (広島袋町ビルディング)
四国	徳島、香川、愛媛、高知	四国支店	087-861-6677	高松市亀井町5番地の1 (百十四ビル)
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分	九州支店	092-741-7734	福岡市中央区天神2丁目12番1号 (天神ビル)
	宮崎、鹿児島、沖縄	南九州支店	099-226-2666	鹿児島市東千石町1番38号 (鹿児島商工会議所ビル)